

広域避難受入れ計画（案）



令和5年5月

湧水町防災会議

目次

1. 目的	1
2. 広域避難受入れ計画について	1
3. 原子力災害発生時の対応	1
(1) 放射性物質放出前	
(2) 放射性物質放出後	
(3) 原子力災害時の対応体制	
4. 避難の方法等	3
(1) 避難の手段	
(2) 避難車両の手配	
(3) 避難経路	
(4) 避難退域時検査の実施	
5. 避難施設等調整システムを活用した代替避難所の調整	4
6. UPZ地区住民の受入手順（町が担任する避難受入れの手順）	6
(1) 原子力災害対策指針で示された基準を超える空間放射線量率が計測された時点	
(2) 国から一時移転等の指示があった時点	
7. 原子力災害時の連絡先一覧（町関係分）	5
8. 各機関毎の避難住民の受入手順チェックリスト	6
9. 避難者の収容予定（受入れ計画）	8

1. 目的

本資料（計画）は、川内原子力発電所において、原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難元市町住民の避難又は一時移転における受入業務が迅速かつ的確に行われるよう緊急事態の各段階における本町の役割と受入手順について定めるもの。

2. 広域避難受入れ計画について

鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び原子力災害時における避難住民受入対応マニュアル、湧水町地域防災計画（原子力災害対策編及び一般災害対策編並びに同別冊）によるほか、本資料（計画）による。

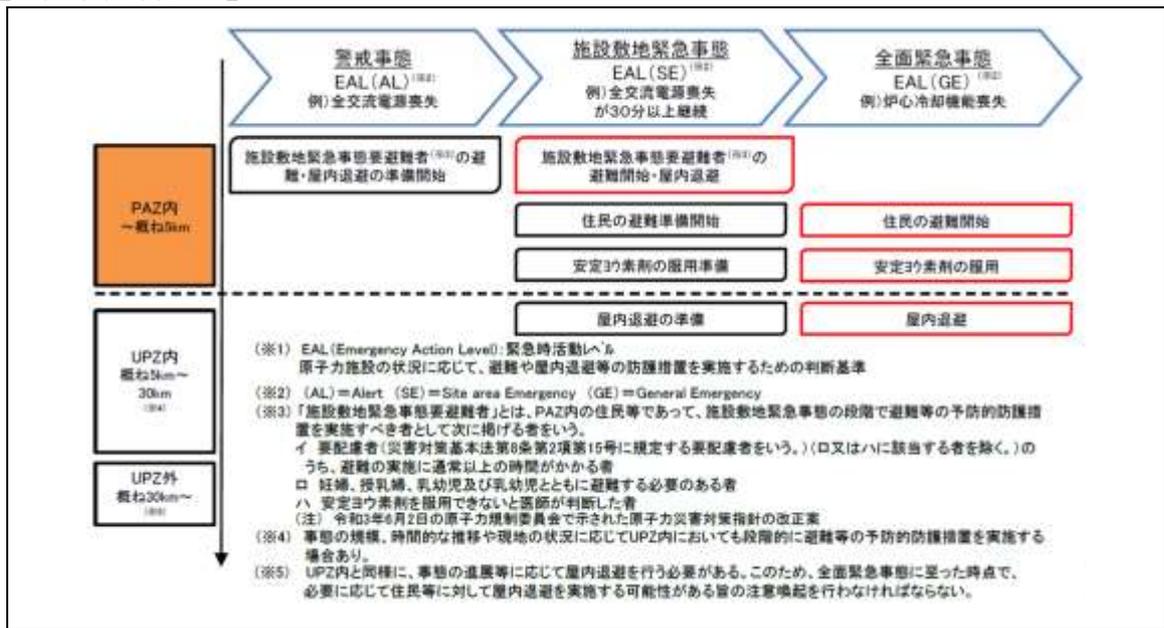
3. 原子力災害発生時の対応

(1) 放射性物質放出前

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じることとしている。

具体的には、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分している。

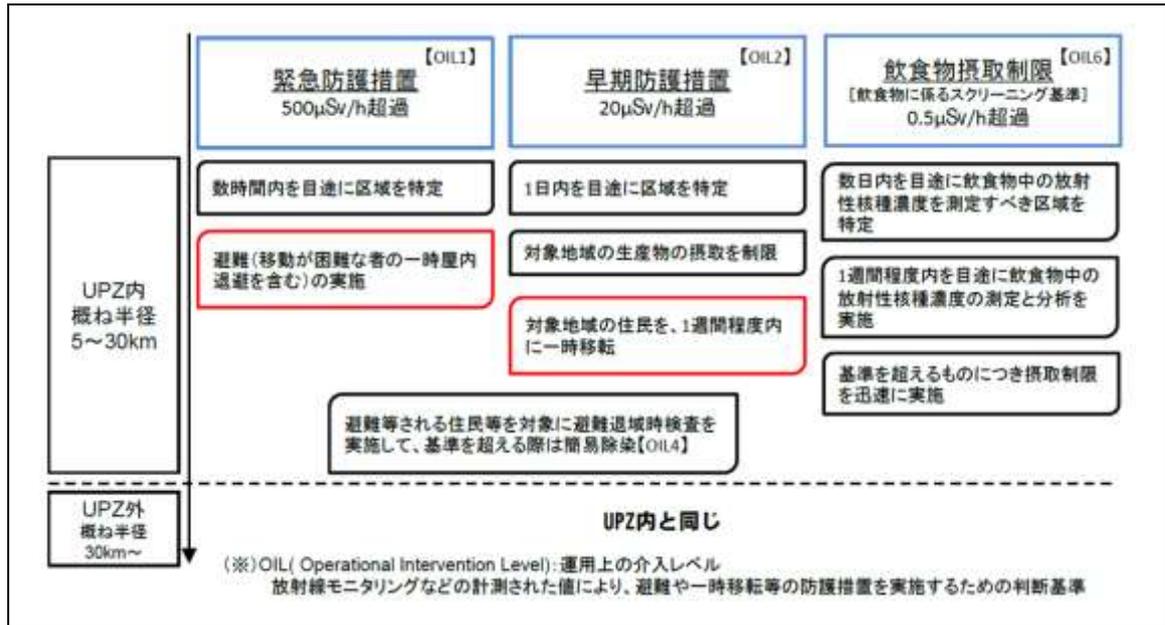
【内閣府資料引用】



(2) 放射性物質放出後

放射性物質の放出後、国の原子力災害対策本部が原子力災害対策指針に則って緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置（OIL1）を講じることとしている。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても無用な被ばくを回避する観点から1週間程度内に一時移転等の早期防護措置（OIL2）を講じることとしている。

【内閣府資料引用】



【防護措置の参考】

防護措置の基準		PAZ 地区住民	UPZ 地区住民
放射性物質放出前 (EALに基づく防護措置)	AL (警戒事態) 【主な事象】 ・ 薩摩川内市で震度6弱以上の地震が発生 ・ 薩摩川内市沿岸に大津波警報発令 ・ 原子炉冷却材の漏えい 等	【※要避難者】 避難準備	
	SE (施設敷地緊急事態) 【主な事象】 ・ 全交流動力電源の30分以上喪失 ・ 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ・ 格納容器健全性喪失のおそれ 等	【※要避難者】 避難実施 【住民】 避難準備	屋内退避準備
	GE (全面緊急事態) 【主な事象】 ・ 全交流動力電源の1時間以上喪失 ・ 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ・ 炉心損傷の検出 等	【住民】 避難実施	屋内退避実施
放射性物質放出後 (OILに基づく防護措置)	OIL1 地上1mで計測した場合の空間放射線量が 1時間あたり500 μSv 超過		数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施
	OIL2 地上1mで計測した場合の空間放射線量が 1時間あたり20 μSv 超過		1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施

※要避難者：施設敷地緊急事態要避難者

- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち避難の実施に通常以上の時間がかかりかつ避難の実施により健康リスクが高まらないもの。
- 要配慮者以外の者のうち次のいずれかに該当しかつ早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの。
 - (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの。
 - (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの。

(3) 原子力災害時の対応体制

ア AL (警戒事態)

災害警戒本部を設置し、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、県及び避難元自治体（薩摩川内市、阿久根市）との連携を密にする。

イ SE (施設敷地緊急事態)

災害対策本部を設置し、住民等に対する情報提供をはじめ、県及び避難元自治体（薩摩川内市、阿久根市）との連携を密にする。

また、状況により、屋内退避の準備を指示する。

ウ GE (全面緊急事態)

放射性物質放出後の判断基準に基づき、UPZ地区住民の避難等が決定された場合は、受入要請を踏まえて、県、避難元自治体（薩摩川内市、阿久根市）と調整のうえ、避難住民の受入れを行う。

また、状況により、町内住民等には、屋内退避の実施を指示する。

4. 避難の方法等

(1) 避難の手段

原則、自家用車両を利用するものとし自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い若しくは集合場所に参集し、避難元市町等の準備した車両により避難を行う。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、県が避難元市町からの依頼に基づき、県バス協会、消防機関、自衛隊等へ要請し、手配した車両により避難を行う。

また、緊急輸送が必要な場合には、県が県タクシー協会等へ要請し、避難車両を確保する。さらに避難車両が必要な場合には、国へ要請するものとする。

(3) 避難経路

避難元市町の避難計画では、地区毎に複数の避難経路をあらかじめ設定している。自然災害等により避難経路の一部が通行不能となった場合は、県及び避難元市町は代替経路を設定する。

(4) 避難退域時検査の実施

県は、九州電力等と連携し、避難先における放射能汚染を防止するため、避難又は一時移転を指示された住民(避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難したPAZ地区住民を除く。)を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

避難退域時検査場所については、国が策定したマニュアルにおいて、それぞれの地域の実情等を踏まえ、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮することとしており、これらの条件を総合的に勘案し、候補地21か所を選定している。

5. 避難施設等調整システムを活用した代替避難所の調整

住民の避難にあたっては、避難元市町の避難計画で選定している避難所に避難するものとしているが、緊急時モニタリングの結果、避難経路や受入先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難所が使用できない場合には、県で整備した原子力防災・避難施設等調整システム（以下「調整システム」という。）を用いて、県が他の受入先（代替避難所）の調整を行うこととしている。

代替避難所が選定された場合は、県及び避難元市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用し、住民へ情報を伝達する。

6. UPZ地区住民の受入手順（町が担任する避難受入れの手順）

UPZ地区は、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備、全面緊急事態で屋内退避を実施することとしている。

その後は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が1時間あたり20 μSv を超えた場合は、概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μSv を超えている区域を特定し、1週間程度内に一時移転を行うこととしている。

また、空間放射線量率が1時間あたり500 μSv を超えた場合は、数時間から1日以内に避難等を行うこととしている。

（1）原子力災害対策指針で示された基準を超える空間放射線量率が計測された時点

- ① 避難元市町担当課は、受入市町担当課へ避難情報（一時移転等の予定地区の名称、住民数、予定している避難所名等をいう。以下同じ。）を連絡し、避難住民の受入可否の確認及び避難所開設の要請を行う。
- ② 受入市町担当課は、各避難所責任者へ避難情報を連絡するとともに受入の可否を確認する。
- ③ 避難所責任者は、自施設の被災状況等を考慮し、受入の可否の検討結果を受入市町担当課へ速やかに連絡する。
- ④ 受入が可能である場合は、受入市町担当課は、避難所責任者へ避難所の開設及び避難住民の受入準備（避難住民を受入れるための会議室等の確保）を要請するとともにその結果を避難元市町担当課へ連絡し、避難元市町担当課は、県原子力安全対策課へ連絡する。
- ⑤ 被災等により受入ができない施設があった場合は、県原子力安全対策課は、調整システムを活用して代替避難所の調整を行い、その結果を避難元市町担当課及び受入市町担当課へ連絡する。

(2) 国から一時移転等の指示があった時点

- ⑥ 避難元市町担当課は、受入市町担当課へ、受入市町担当課は、各避難所責任者へ一時移転等の指示を連絡し、避難住民の受入を要請する。
- ⑦ 避難所責任者は、避難所の開設が完了した時点で、受入市町担当課へ連絡し、受入市町担当課は、避難元市町担当課及び県原子力安全対策課へ連絡する。
- ⑧ 避難元市町担当課は、避難が開始される時点で、受入市町担当課及び県原子力安全対策課へ連絡し、受入市町担当課は、避難所責任者へ連絡する。
- ⑨ 避難所責任者は、住民到着時に速やかに受付（避難者による避難者名簿の記入や避難元市町が保有する名簿の引継ぎ等をいう。以下同じ。）を行う。
また、住民到着時及び受付完了時の状況を避難所責任者は、受入市町担当課へ、受入市町担当課は、避難元市町担当課及び県原子力安全対策課へ連絡する。

※ バス避難時の随行者（避難元市町職員でバスに添乗する要員）は、避難元市町担当課へ住民の避難状況（避難バスの台数、避難者数、到着予定時刻等）を連絡し、避難元市町担当課は、県原子力安全対策課及び受入市町担当課へ、受入市町担当課は、避難所責任者へ連絡する。

7. 原子力災害時の連絡先一覧（町関係分）

機 関 名 (担当課)	職 名	代表電話（内線）	直通電話	F A X	メール
鹿 児 島 県 (原子力安全対策課)	原子力防災 対策係長	099-286-2111 (2543、2378)	099-286-2378	5925	genbousai@pref.kagoshima.lg.jp
	技 術 主 査				
薩 摩 川 内 市 (防災安全課)	課 長	0996-23-5111 (4910、4921)	0996-22-8115	20-2403	bosai@city.satsumasendai.lg.jp
	主 幹 兼 防災グループ		0996-24-8040 (※災害時のみ)		
阿 久 根 市 (総務課)	危機管理係長	0996-73-1211 (1212)	0996-73-1210	72-2029	kiki@city.akune.lg.jp
	主 事				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難元市町担当課 : 薩摩川内市（防災安全課）、阿久根市（総務課） ・ 受入市町担当課 : 湧水町（総務課） ・ 避難所責任者 : 避難所の管理者 				

8. 各機関毎の避難住民の受入手順チェックリスト

原子力災害対策指針で示された基準を超える空間放射線量率が計測された時点				
	避難元市町	鹿児島県	町（総務課）	避難所責任者
① 受入要請	a. 湧水町総務課へ <input type="checkbox"/> 避難情報（一時移転等の予定地区の名称、住民数、予定避難所名等）を連絡 <input type="checkbox"/> 避難住民の受入可否の確認及び避難所の開設を要請		b. 避難元市町へ <input type="checkbox"/> 連絡、要請を受理	
② 受入確認			a. 避難所責任者へ <input type="checkbox"/> 避難情報を連絡 <input type="checkbox"/> 受入可否を確認	b. 総務課から <input type="checkbox"/> 連絡、確認を受理
③ 検討結果			b. 避難所責任者から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	a. 総務課へ <input type="checkbox"/> 自施設の被災状況等を考慮し、受入可否の検討結果を速やかに連絡
④ 開設要請	d. 県原子力安全対策課へ <input type="checkbox"/> 受入可否を連絡	e. 避難元市町担当課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	a. 避難所責任者へ <input type="checkbox"/> 避難所の開設及び受入準備（避難住民を受け入れるための会議室等の確保）を要請 c. 避難元市町担当課へ <input type="checkbox"/> 受入可否を連絡	b. 総務課から <input type="checkbox"/> 要請を受理
⑤ 調整システム	c. 県原子力安全対策課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	a. 被災等により受入ができない場合 <input type="checkbox"/> 調整システムを活用して代替避難所を調整 b. 避難元市町担当課及び受入市町担当課へ <input type="checkbox"/> 調整結果を連絡	c. 県原子力安全対策課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	

国から一時移転等の指示があった時点				
	避難元市町	鹿児島県	町（総務課）	避難所責任者
⑥ 受入 要請	a. 受入市町担当課へ <input type="checkbox"/> 一時移転等の指示を連絡 <input type="checkbox"/> 避難住民の受入を要請		b. 避難所責任者へ <input type="checkbox"/> 一時移転等の指示を連絡 <input type="checkbox"/> 避難住民の受入を要請	c. 総務課から <input type="checkbox"/> 連絡、要請を受理
⑦ 開設 完了	c. 受入市町担当課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	c. 受入市町担当課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	b. 避難元市町担当課及び県原子力安全対策課へ <input type="checkbox"/> 避難所の開設完了を連絡	a. 総務課へ <input type="checkbox"/> 避難所の開設完了を連絡
⑧ 避難 開始	a. 受入市町担当課及び県原子力安全対策課へ <input type="checkbox"/> 住民の避難開始を連絡	b. 避難元市町から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	b. 避難所責任者へ <input type="checkbox"/> 住民の避難開始を連絡	c. 総務課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理
⑨ 受付 状況	d. 受入市町から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	d. 受入市町から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	c. 避難元市町担当課及び県原子力安全対策課へ <input type="checkbox"/> 到着時及び受付完了時の状況を連絡	a. 住民到着時 <input type="checkbox"/> 速やかに受付（避難者による避難者名の記入や避難元市町が、保有する名簿の引継ぎ等） b. 総務課へ <input type="checkbox"/> 到着時及び受付完了時の状況を連絡
※ バス 避難	a. バス避難時の随行者（避難元市町職員でバスに添乗する要員） <input type="checkbox"/> 住民の避難状況（避難バスの台数、避難者数、到着予定時刻等）の連絡を受理 b. 県原子力安全対策課及び受入市町担当課へ <input type="checkbox"/> 避難状況を連絡	c. 避難元市町担当課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理	c. 避難所責任者へ <input type="checkbox"/> 避難状況を連絡	d. 総務課から <input type="checkbox"/> 連絡を受理

9. 避難者の収容予定（受入れ計画）

栗野地域避難所名 (避難所リスト) ※ 一般災害対策編 別冊参照	指定区分			災害想定				収容見積		広域避難 ●●●市 (地区名)
	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	地震	水害	土砂災害	火山噴火	通常運用時	感染症対策時	
1 栗野保健センター (付紙第1)	●	●	(●)	○	△	○	○	34	21	●●●市 (地区名)
2 いきいきセンターくりの郷 (付紙第2)	●	●	(●)	△	△	○	○	26	14	
3 栗野小学校体育館 (付紙第3)	●			○	△	○	○	216	90	●●●市 (地区名)
4 栗野中学校体育館 (付紙第4)		●		○	○	○	○	240	90	●●●市 (地区名)
5 上場小学校体育館 (付紙第5)		●		○	○	○	△	126	48	●●●市 (地区名)
6 轟小学校体育館 (付紙第6)		●		○	○	○	○	144	72	●●●市 (地区名)
7 幸田コミュニティセンター (幸田地区体育館) (付紙第7)	●	●		○	○	○	○	22	10	●●●市 (地区名)
				○	○	○	○	126	48	●●●市 (地区名)
8 彦崎公民館 (付紙第8)	●			○	○	○	○	31	16	●●●市 (地区名)
9 北方コミュニティセンター (付紙第9)	●			○	△	○	○	32	16	●●●市 (地区名)
10 田尾原集落センター (付紙第10)	●			○	○	○	○	24	12	●●●市 (地区名)
11 二渡公民館 (付紙第11)	●			○	○	○	○	18	9	●●●市 (地区名)
12 上場地区農業構造改善センター (付紙第12)	●			○	○	○	△	34	18	●●●市 (地区名)
13 老竹地区コミュニティセンター (付紙第13)	●			○	○	△	△	36	18	●●●市 (地区名)
14 長谷地区林業集会センター (付紙第14)	●			○	○	△	△	39	20	●●●市 (地区名)
15 坂元公民館 (付紙第15)	●			○	△	○	○	8	4	●●●市 (地区名)
16 栗野中央公民館 (付紙第16)	(●)			△	△	○	○	予備 (※受援施設のため)		
栗野地域合計 (●)：予備 ()：予備含む	12 (13)	6 (6)	0 (2)	—				1156	506	

吉松地域避難所名 (避難所リスト) ※ 一般災害対策編 別冊参照	指定区分			災害想定				収容見積		広域避難 ●●●市 (地区名)
	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	地震	水害	土砂災害	火山噴火	通常運用時	感染症対策時	
				凡例(判断基準) ○: 避難所等で使用 △: 状況により使用						
1 吉松保健センター (付紙第17)	●	●	(●)	○	△	○	○	34	22	●●●市 (地区名)
2 吉松小学校体育館 (付紙第18)		(●)		○	△	○	○	135	90	●●●市 (地区名)
3 吉松中央公民館 (付紙第19)	●	●		○	△	○	○	88	45	●●●市 (地区名)
4 鶴丸地区生活改善センター (付紙第20)	●			○	○	○	○	24	12	●●●市 (地区名)
5 上中津川地区コミュニティ供用施設 (付紙第21)	●			○	○	○	△	28	14	●●●市 (地区名)
6 川添地区生活改善センター (付紙第22)	●			○	△	○	△	26	13	●●●市 (地区名)
7 般若寺地区生活改善センター (付紙第23)	●			○	○	○	○	24	12	●●●市 (地区名)
8 コミュニティ防災センター (付紙第24)	●			○	○	○	○	22	12	●●●市 (地区名)
9 下川西地区コミュニティ供用施設 (付紙第25)	●			○	○	○	○	20	10	●●●市 (地区名)
10 ※ 鹿児島刑務所武道館 (付紙第26)		(●)		○	○	○	△	80	40	/
								(※1~3 不能時計画)		
11 吉松中学校体育館 (付紙第27)		(●)		○	△	○	○	162	90	●●●市 (地区名)
								(※広域避難のみ計画)		
12 吉松体育館 (付紙第28)	(●)			△	△	○	○	予備 (※受援施設のため)		/
吉松地域合計 (●): 予備 (): 予備含む	8 (9)	2 (5)	0 (1)	-				643	360	
湧水町合計	20 (22)	8 (11)	0 (3)	-				1799	866	

【受援施設(支援部隊等の業務の基盤となる施設)】

施設名	活動拠点等						
	警察	消防	自衛隊	災害派遣医療チーム	自治体 応援職員	災害 ボランティア	支援物資等 集積拠点
栗野中央公民館	●		●				
栗野防災センター		●		●			
栗野体育館							●
吉松体育館							●
栗野庁舎					●	●	
吉松庁舎					●	●	